

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No 5

府省庁名 復興庁・経済産業省・国土交通省

対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）

要望項目名 復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長

要望内容（概要）  
 ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）  
 令和3年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。

投資時期	特別償却		税額控除	
	～H31.3.31	H31.4.1～ R3.3.31	～H31.3.31	H31.4.1～ R3.3.31
機械・装置	50% (福島県：即時償却)	50%・34% (福島県：即時償却)	15% (福島県15%)	15%・10% (福島県15%)
建物・構築物	25% (福島県25%)	25%・17% (福島県25%)	8% (福島県8%)	8%・6% (福島県8%)

※ 下線は雇用等被害地域（注）を含む市町村の区域内に限る。  
 （注）復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。

・特例措置の内容  
 本特例措置の対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で、適用期限（令和3年3月31日）を3年間延長し、令和6年3月31日までとする。

投資時期	特別償却	税額控除
投資時期	R3.4.1～R6.3.31	R3.4.1～R6.3.31
機械・装置	50%	15%
建物・構築物	25%	8%

復興特区税制の対象外となる区域における新型コロナウイルス感染症の影響による設備導入等の遅延への対応として、復興特区税制の対象となる設備を令和2年度末までに事業の用に供することができない場合等でも、同感染症の影響によって設備導入が遅れたことなど、一定の要件を満たす場合には、従前の特例措置を適用できるよう経過措置を設ける。

関係条文  
 ○東日本大震災復興特別区域法第37条  
 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条、第17条の2及び第25条の2  
 ○地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号

減収見込額 [初年度] — ( ▲388 ) [平年度] — ( ▲388 )  
 [改正増減収額] — (単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、同地域への投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第1期復興・創生期間後も、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>①人口の状況 岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(推計人口 R2. 4. 1/H22 国調人口: 3 県沿岸等 90%、全国平均 98%)、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、女川町 57%、南三陸町 63%、山元町 71%、大槌町 71%、山田町 78%等)</p> <p>②事業活動の状況 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R1. 8)、宮城県 80% (R2. 3)、福島県 74% (R2. 7) となっており、中小機構仮施設設入居事業者等状況調査 (R2. 3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 246 者)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 78 者、再譲渡を受け事業継続と回答した事業者が 41 者いるという状況にある。 東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (R1. 6) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、46%と半数に満たない。</p> <p>③雇用の状況 岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(R1 工業統計/H22 工業統計: 3 県沿岸等 89%、全国平均 102%) 非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、大槌町 60%、気仙沼市 64%、陸前高田市 67%、女川町 67%等)</p> <p>④面整備の状況 事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和3年度以降、約 288ha の産業用地が供給予定となっている。 また、復興道路・復興支援道路は、令和2年7月現在で約8割が供給済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月現在で約7割となっている。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」(抄)(令和元年12月20日閣議決定)</p> <p>II.「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2.復興を支える仕組み</p> <p>(2)法制度</p> <p>①東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</li> </ul> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(1)復興支援に係る施策の推進」</p>														
	政策の達成目標	沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)において投資を行う事業者の増加														
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)														
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ														
有効性	政策目標の達成状況	<p>令和元年度までに復興特区法第37条に基づき指定を受けた件数</p> <p>件数(令和2年3月末)</p> <p>法人 3,003件      個人 365件      (合計 3,368件)</p> <p>うち沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)における件数</p> <p>法人 1,549件      個人 341件      (合計 1,890件)</p>														
	要望の措置の適用見込み	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>75件</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>60件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>48件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>3年計</td> <td>183件</td> <td>26件(合計209件)</td> </tr> </table> <p>※沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)に限る</p>		法人	個人	令和3年度	75件	13件	令和4年度	60件	8件	令和5年度	48件	5件	3年計	183件
	法人	個人														
令和3年度	75件	13件														
令和4年度	60件	8件														
令和5年度	48件	5件														
3年計	183件	26件(合計209件)														
相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)における機械装置及び建物・構築物への設備投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。														
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置(復興特区法第38条から第40条)														

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>—</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置の延長は、対象を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に限定した上で、更に、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ事業の用に供されたことのない新規の設備投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>令和元年度までの復興特区法第37条に基づく指定の件数は以下のとおり。          件数（令和2年3月末）          法人 3,003件 個人 365件（合計3,368件）</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を通じて、沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）において、事業用設備の投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）において投資を行う事業者の増加</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時の指定件数の見込を達成している。</p> <p>○前回要望時の見込み（指定件数）          令和元年度 71件          令和2年度 57件          2年計 128件          ※雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る</p> <p>○令和元年度の実績と令和2年度の見込み（同）          令和元年度 144件          令和2年度 115件          2年計 259件          ※雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成23年度 創設          平成26年度 機械及び装置の即時償却の適用期限を2年間延長          平成28年度 福島県以外の措置率を見直したうえ適用期限を5年間延長          平成31年度 雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限り、平成30年度までと同水準の措置率として2年間拡充          令和2年度 事項要望</p>	
<p>ページ</p>	<p>5—4</p>	